

県内自治体初！「フレックスタイム制度」を導入します

新設の海南市シティプロモーション課、勤務時間に縛られないフレキシブルな働き方で、
海南市の魅力を市内外に発信（※同課のみの試行的導入）

海南市は、今年度新設した総務部シティプロモーション課において、令和 6 年 5 月 1 日（水）より、和歌山県内の自治体では初めて、「フレックスタイム制度」を試行的に導入します。週の勤務時間（38 時間 45 分）内で、始業時間、終業時間、1 日の勤務時間を変更することができる「フレックスタイム制度」は、例えば 4 日間で週の勤務時間を満たす場合、勤務しない日を 1 日設け、週休 3 日にすることもできるなど、自由な働き方を選択することが可能になる仕組みです。

合わせて、「テレワーク制度」、「年次有給休暇取得目標 10 日」などの働き方改革を実施し、多様な働き方の実現や、育児・介護を行う職員の働きやすい環境整備、メリハリを持った働き方による時間外労働の縮減等を目指します。今回の試行を踏まえ、全庁的な導入についても検討を進めます。

導入に至った背景・目的

総務部シティプロモーション課においては、海南市の魅力を市内外に発信する業務を担うことから、勤務時間に縛られないフレキシブルな働き方が求められます。また、求職者ニーズが多様化する中、ライフワークバランスの推進だけでなく、離職者数の減少及び次年度の新規職員採用に向けたプロモーションに繋げることも目的としています。

5 月 1 日からシティプロモーション課で導入する働き方改革

◎フレックスタイム制度

週の勤務時間（38 時間 45 分）を平日 5 日間に割り振ります。コアタイム（職員が必ず勤務時間を割振る時間帯）は 9 時から 16 時までの間の 4 時間、フレキシブルタイム（職員が自身の裁量で出勤時間を決められる時間帯）は 6 時から 21 時の間で設定します。

※1 日の勤務時間を変えずに、始業・終業時間を変更する「早出遅出制度」は、県内 15 市町村で導入済み。

〈想定される働き方〉

- ・夜、市内外のキーパーソンと意見交換を行うため、10 時から出勤する曜日を設ける。
- ・月、金は子どものお迎えのために業務を 15 時に切り上げる代わりに、火、水、木は朝 7 時から出勤する。
- ・子育て中の妻のため、昼休憩とあわせて 12 時から 14 時まで一時帰宅し、代わりに終業時間を遅らせる。

◎テレワーク制度

市報の作成に関し、連続する取材の合間に海南 nobinos で記事を作成したり、編集作業やプレスリリースの原稿作成を自宅で集中して行うことで生産性を高めるといった働き方が想定されます。

◎年次有給休暇取得目標 10 日

年間で 10 日間の年休取得目標を設定し、心身ともに十分にリフレッシュさせることで、自由な発想や創造力を高め、プロモーション施策の立案に繋がります。

総務部シティプロモーション課の主な業務内容

広報がいなん発行事業などの既存事業に加え、認知度向上に向けた情報発信力の強化や、鈴木サミット・ルートインホテル開業などの契機を捉えた海南市を PR するための施策の立案、ふるさと納税寄附額増加に向けた分析やプロモーションなどを行います。

本件に関するメディアからの問い合わせ先

海南市総務部総務課（担当：堀内）
〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11
TEL：073-483-8407 FAX：073-482-0099
E-mail: somu@city.kainan.lg.jp

リリース配信元

海南市総務部シティプロモーション課
〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11
TEL：073-483-8408 FAX：073-482-0099
E-mail: cp@city.kainan.lg.jp